

〔5〕 仙台市私立幼稚園フッ化物洗口事業継続実施補助金

1 制度の概要

仙台市では、平成 16 年度から幼児期のむし歯予防を推進するため、私立幼稚園等に在籍し、フッ化物洗口に参加した 4・5 歳児に対し、技術支援や必要物品の現物給付を行ってきました。現物給付は、フッ化物洗口を導入した初年度に限った対応であるため、次年度からのフッ化物洗口参加者の経済的負担を軽減し、幼児期のむし歯予防をより一層推進するため、フッ化物洗口にかかる費用相当額を補助します。この補助金のことを「フッ化物洗口事業継続実施補助金」といいます。

(1) 補助対象

4月1日現在、満4歳児又は満5歳児で、保護者の承諾のある園児を対象にフッ化物洗口を実施する幼稚園及び認定こども園が対象です。

ただし、申請年度より前に、仙台市健康福祉局健康政策課所管の「仙台市フッ化物洗口導入支援事業」に参加していることが条件となります。（平成 15 年度以前よりフッ化物洗口を実施し、導入支援事業の対象外となった幼稚園については、本事業の対象者とみなします。）

なお、園児が薬剤を口に含む事業の性格上、正しく安全に事業を運営することが大変重要ですので、幼稚園等の嘱託歯科医の助言、指導のもと、仙台市フッ化物洗口導入支援事業にて習得した技術や知識を正しく活用し、円滑な運営を行ってください。詳しくは、[「歯と口の健康づくりマニュアルⅢフッ化物応用マニュアル」](#)を参照してください。技術的な相談や支援が必要な際は、各区保健福祉センター家庭健康課にお問い合わせください。

(2) 補助金額

フッ化物洗口にかかる必要経費です。ただし、5月1日現在の4歳児クラス及び5歳児クラスの在籍児童のうち本事業に参加した人数に 300 円を乗じた金額を上限とします。当年度のフッ化物洗口事業終了後、提出する実績報告書に基づき、補助金の額を確定し交付します。

必要経費例

- ・洗口用薬剤の購入
- ・薬剤購入にかかる手数料
- ・紙コップ等消耗品の購入
- ・ディスペンサーボトル等の器材の買い替え など

(3) その他

ア 実績報告書には、次の購入実績がわかる書類を添付します。

(ア) 物品の購入内容・金額がわかるもの（納品書・請求書・領収書等の写し）

(イ) 薬剤については、歯科医の指示に基づくことを確認するため、(ア) と併せて、「フッ化物処方指示書の写し」又は「洗口指示書の写し」も添付してください。

なお、添付した領収証等(写し)に記入もれ等がないか確認のうえ提出してください。

本手引き P21 「[〔12〕 仙台市補助金制度の主な留意点](#)」を参考にしてください。

イ これからフッ化物洗口を導入しようとする幼稚園は、初年度は仙台市健康福祉局（窓口は各区保健福祉センター家庭健康課）が所管する「仙台市フッ化物洗口導入支援事業」に参加し、必要な支援を受けてください。

2年目以降について、本事業の対象になります。

2 年間スケジュール

5月中旬～6月上旬	補助金交付申請書の提出
2月中旬	実績報告書（領収書添付）の提出期限
3月下旬	補助金の受領